

# ❖多度津中学校運動場使用申請の手引き❖

## 1. 申請の方法について

使用希望日の**2日前(土、日、祝、休日を除く)**までに、教育委員会へ学校施設使用願を提出し、使用許可を受けてください。

〈記入上の注意〉

- ①夜間照明設備の使用について、部分点灯利用の場合は申し出ること。
- ②使用時間については、別表1に定められた開放時間内であること。
- ③使用者は多度津町内に在住、在勤または在学する者であり、10人以上の構成員から成る団体であること。

### 申請受付時期について

**1ヶ月**サイクルとなっており、毎月の21日以降でその翌月の使用申請を受け付けています。

(例) 3月21日より 4月分の受付開始

※21日が土、日、祝、休日であった場合は、翌平日より受付開始

※使用許可を受けた日時・学校行事等により使用できない日時については、団体の構成員へ確実に周知してください。

## 2. 施設使用料・照明料について

使用申請の際、前納いただきます。

- 〔使用料：1時間あたり100円
- 〔照明料：1時間あたり1,000円

## 3. 使用を中止した場合の対応について

### ①雨天等やむを得ない理由による使用中止

使用料・照明料については次回使用申請時に精算いたします。

### ②自己都合による使用中止

**5日前**(土、日、祝、休日を除く)までに教育委員会へご連絡いただいた場合に限り、①と同様の対応をさせていただきます。

なお、使用4日前以降に中止の連絡を受けた場合や、連絡無し不使用の場合は、お預かりした使用料・照明料はお返しできません。

※①・②いずれの場合も、次回使用申請時に**使用しなかったコインの返却**をお願いします。

## 4. その他

万が一コインを紛失したり、破損した場合は、教育委員会へご連絡をお願いします。(弁償していただく場合があります。)

別表 1

平日 (長期休業中の平日も含む)	6・7月	19時30分～21時30分
	その他の月	19時00分～21時30分
土・日・祝・休日	18時00分～21時30分	